

社会福祉施設職員等退職手当共済制度 における保育所等に対する公費助成の 継続について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続について

社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成について(対応方針)

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成については、他の経営主体とのイコールフットィングの観点から、平成18年に高齢者関係の施設・事業について、平成28年に障害者総合支援法等に関する施設・事業について、公費助成が廃止された。

保育所等については、令和3年1月25日開催の社会保障審議会福祉部会において、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとなっていたが、公費助成を廃止するという結論に至るほど、他の経営主体の参入が大きく進んでいる状況にはない。

一方、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)においては、保育所等の職員配置基準の改善や更なる処遇改善、こども誰でも通園制度の創設が盛り込まれており、これらの「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に推進するためには保育人材確保は大変重要な課題である。

このため、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点及びこども未来戦略(こども・子育て支援加速化プラン)に基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得ることとする。

(参考:各福祉制度の運営主体の割合)

		公営割合	社会福祉法人割合	株式会社・NPO等割合	資料出所
保育	令和4年	25.5%	53.3%	21.2%	社会福祉施設等調査
介護	公費助成廃止時(平成18年)	2.1%	31.7%	66.2%	介護サービス施設・事業所調査
障害	公費助成廃止時(平成28年)	1.9%	33.7%	64.4%	社会福祉施設等調査

參考資料

事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

事業の概要

- 【実施主体】（独）福祉医療機構
- 【加入対象となる施設・事業】 社会福祉法人が経営する
 - ①社会福祉施設等（保育所等）
 - ②特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③申出施設等（介護老人保健施設等）

● 【財政方式】 賦課方式

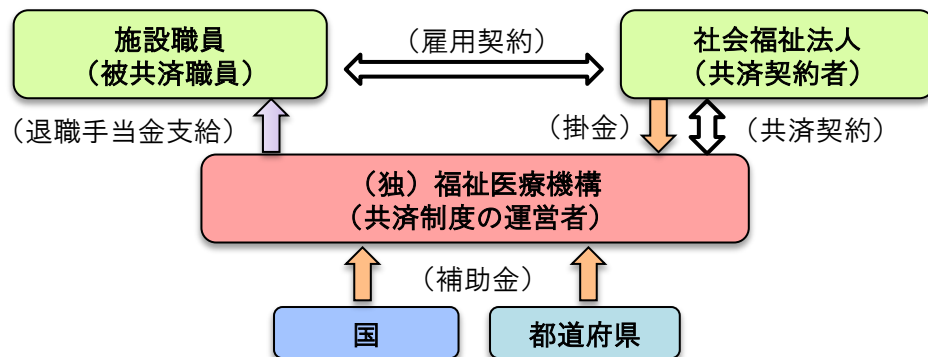
● 【支給財源】 ①社会福祉施設等（1人当たり掛金 年額45,500円 [R6年度]）

経営者 (掛金) 1/3	国 1/3	県 1/3
--------------------	----------	----------

②特定介護保険施設等、③申出施設等（1人当たり掛金 年額136,500円 [R6年度]）

経営者
(掛金が3倍)
3/3

制度の仕組み等



● 対象施設（児童福祉分野）

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（共済法第二条第1項第二号）
- ・ 幼保連携型認定こども園（共済法第二条第1項第三号）
- ・ 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業（共済法第二条第2項第一号）
- ・ 障害児通所支援事業（共済法第二条第3項第一号）
- ・ 障害児入所施設（共済法第二条第3項第二号）
- ・ 小規模保育事業（共済法施行令第二条第1項）

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（2）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった**4・5歳児について、30対1から25対1への改善**を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
 - ② 2025年度以降、**1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。**
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、**民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。**
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、**事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告**することを求めるとともに、**報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。**

こども未来戦略（抄）（令和5年12月22日 閣議決定）

Ⅲ 「加速化プラン」 ～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。**
- 具体的には、**2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施**できるよう、**所要の法案を次期通常国会に提出**する。
- 2025年度からの制度化に向けて、**2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める。**
- 病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本単価分の引上げ等を、2024年度から行う。